

資料2

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院) (平成十七年六月二十九日) (抄)

二 実施計画の認定及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可に当たつては、厳格な基準の設定及びこれに基づく適切な審査を行うとともに、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主に対し、継続的な指導監督を行うこと。特に実施計画の認定に当たり、労働政策審議会の意見が反映されるよう運用を行うこと。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院) (平成十七年七月七日) (抄)

二 建設業務労働者の雇用改善措置と就業機会確保事業等に関する措置を一體的に行うための実施計画の認定に当たつては、労働政策審議会の意見が反映されるような厳格な基準を設定した上でこれに基づく適切な審査を行うこと。また、実施計画の認定及び就業機会確保事業の許可に当たつては、厳格な基準を行なうこと。なお、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主に対しては、継続的な指導監督を行なうこと。

建設雇用改善計画（第七次）（平成一七年厚生労働省告示第四五五号）（抄）

III

1

(3)

① 営業の建設業務の確保等

円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等に於ける建設業者の中間搾取の防止等を図るため、実施計画の認定及び建設業者就業機会確保事業の適正な運営を図るため、建設業者申請者の事業場を訪問する等の方法により申請内容の確認を行ふ。申請者は建設業者に聞き及し、建設業者に詳しい建設業者に踏まえて行う。

が委員となつていてる労働政策審議会の意見を踏まえて行う。

い、厳格に審査を行う。

なお、実施計画の認定に当たつては、建設事業の実態に詳しい建設業者に聞き及し、建設業者に詳しい建設業者に踏まえて行う。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三三号）（抄）

（建設労働者の福祉等に関する事業）

九 建設労働者の福祉等に関する事業
第一条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。
一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に對して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。
二 事業主等に對して、雇用管理に関する必要な知識を習得させるための研修を実施するため必要な助成を行うこと。
三 事業主等に對して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。
四 第十四条第一項に規定する認定団体に對して、第四十三条第二号に規定する送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。

(第十条(費用) 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業(独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。)で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

第へ建設業務有料職業紹介事業の許可)

第十八条 建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。

5 2 4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第三へ建設業務労働者就業機会確保事業の許可)

第十三条 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。

5 2 4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。